

## 第 7 章 第 5 章及び第 6 章についての事業者の見解



## 第7章 第5章及び第6章についての事業者の見解

### 7.1 環境の保全の見地からの意見に対する都市計画決定権者の見解

第5章で示した、環境の保全の見地からの意見に対する都市計画決定権者の見解は、表7.1-1～表7.1-19に示すとおりである。

表 7.1-1 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
対象事業の 目的及び概要	2-1	<p>計画地に隣接する既存の施設を計画に全く入れていないため認められない</p> <p>①2.3 で一文記載しているが、本計画に全く入っていないことは大問題。隣接する稼働中の焼却施設と新施設は不可分な事業であり、本計画が新施設のみであること自体「環境影響評価」内容の大きな不備と言わざるを得ない。</p> <p>②工程は新施設のみでは「環境影響評価」は形式的。新施設工事時期と現焼却施設稼働時期が重なることと廃炉計画が全く入っていない環境影響評価は実状に即したものにはならない。</p> <p>鴻巣行田北本環境資源組合の新施設稼働時期は H35 年予定となっており、1 年以上、2 つの施設で同時にごみを焼却する計画となっている。</p> <p>しかも、鴻巣予定地建設計画には地元から異論が出されており、仮に住民合意が得られない場合、稼働時期はさらに延長が必要になる可能性も否定できない。</p>
	2-5	<p>焼却残渣のセメント原料化の再資源化については、各地で行われているが微量の環境ホルモンが大きく影響し将来の地球環境保全に危険である。埋め立て処理等を考えるべきである。</p>
	2-12	<p>水は河川へ放流とあるが、放流せず、洗車、トイレ等に再利用している施設もあります。再利用する方向で考えられないか。</p>
	2-16	<p>2.6.8 給水、排水計画に温泉施設の利用の具体的要素が欠けている。</p> <p>①2.6.8 の給水・排水計画及び水質汚濁防止計画には、余熱利用施設としての温泉、足湯などの概要がないと、調査計画として不備がある。</p> <p>②1 日の利用者数、使用水量、排水処理施設の規模、排水量、排水先などを明確にすべきであり、アセスの項目として入れるべきである。</p> <p>③温泉施設ともなれば、洗剤、温浴剤、洗浄剤なども使用するはずであり、ろ過した上で循環処理すると書かれているが、温泉施設も循環処理して使用するのか不明である。</p> <p>④最終的に河川へ放流するが、放流先の動植物の評価、生態系の影響の項目を入れるべきである。</p>
	2-21	<p>2.6.13 車両運行計画の運行台数の推定値の根拠が不明であり、明確な数値を出すべきである。</p> <p>①直接搬入が 25 台/日となっているが、粗大ごみや持ち込みの台数として少ない。単純計算でも、9 市町村の持ち込みであるから、1 市町村当たり 4 台という事になる。</p> <p>②業務用車両と一般廃棄物の収集運搬車両ごみ処理基本計画から、設計したものを提示すべきである。</p>

都市計画決定権者の見解

①② 計画地に隣接する既存施設(埼玉中部環境センター)の状況につきましては、準備書の第3章地域特性において整理を行いました。埼玉県生活環境影響評価条例の規定により、対象事業は新施設の設置に係る事業となりますが、予測・評価におきましては既存施設の影響も考慮いたしました。具体的には、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行うことにより、既存施設の影響も加えて環境影響評価を行ったものです。

また、既存施設の解体工事(廃炉計画)につきましては、その時期及び方法は未定であるため、現時点で予測・評価を行うことはできませんが、解体工事の際には、国が定めるダイオキシン類ばく露防止対策をまとめた要綱の通り、工事が行われるものと想定されます。

近隣の焼却施設に係る事業の状況も注視してまいります。

再資源化を基本として考えていますが、コスト等の検討により埋立処分の可能性を否定するものではありません。

河川放流とする事業計画を見直し、生活排水につきましては隣地の農業集落排水施設へ排水することと変更しました。雨水につきましても、建築物に降る雨水は簡易処理後に再利用することとしました。

①付帯施設(余熱利用施設)の内容につきましては、健康増進施設や農産物販売所などを想定しております。付帯施設から排出される生活排水につきましては、隣地の農業集落排水施設へ排水することとしました。

②ご意見を考慮し、付帯施設に係る条件を整理いたしました。

③温泉の整備は現時点では想定しておりませんが、温浴施設などの付帯施設からの排水は隣地の農業集落排水施設へ排水することとしました。

④付帯施設から排出される生活排水につきましては、隣地の農業集落排水施設へ排水することとしました。

現有施設での搬入台数実績と新施設の計画内容を基に、ごみ処理関連車両等の運行台数(推計値)を見直しました。具体的には、ごみ収集の収集車両台数は現有施設の実績から、ごみ収集の直接搬入車両台数は現有施設の実績と新施設における搬入想定台数から、付帯施設の一般車両については類似他事例を参考に設定いたしました。

表 7.1-2 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
対象事業の目的及び概要	2-21	<p>各項目計画は逃げ道のような記述が見られるので見直すべき、また、食の安全に関わる地域であるにもかかわらず、調査内容が少なすぎる。</p> <p>①必要に応じての基準がないため、影響が出た場合の不明確な対応が考えられるため、こうした表現はやめるべき。(表 2.6-9)</p> <p>②収集車両台数 199 台/日とあるが、登下校を避けた場合、約 1 分半で 1 台程度となり、これに現焼却施設稼働分、廃炉工事車両を入れた場合、地元への不可は多大なものとなる。その想定分をきちんと示すべき。</p> <p>③今ですら、説明会で、事故が多く、安全に通行できる環境を求める地元要望の意見が出ているではないか。</p>
	2-21	<p>本施設は焼却のみを行う施設で、収集運搬に関しては市町村事業としている。そのため、収集運搬車 1 日 199 台、直接搬入 25 台の予測数の根拠数値がない。</p> <p>市町村毎に収集運搬車の延べ数の予測数から積み上げていく必要がある。又、一般ごみの直接搬入は、粗大ごみ・粗大不燃ごみとも、連休明け、転居前、年末に集中する。年間の日程別に予測する必要がある。</p> <p>現在の交通事情を公表した後に、搬入車両数を予測し、道路の混雑状況の回避の施策が必要となる。</p> <p>収集運搬事業は市町村であるから関与しない立ち位置では、交通事情、NOx、温室効果ガスをどのように影響評価に加えていくか判断できない。</p>
	2-21	<p>足湯・温水プール・風呂・産直施設の利用客に見込みについて各市町村において予測数がでない。そのため、附带施設利用自動車数の予測がない。道路事情については、一定の予測値が必要である。</p>
	2-23	<p>土曜日、祝日休日としない計画は、法に基づく定めを無視したもので、公共団体としての社会的責務を果たしていない。(2.6.14、表 2.6-10)</p>
	2-24	<p>(3)騒音・振動対策</p> <p>土曜日、祝日休日としない計画は、法に基づく定めを無視したもので、公共団体としての社会的責務を果たしていない。また、「極力」はいらぬ。</p> <p>(6)工事用車両の走行に関する環境保全対策</p> <p>土曜日、祝日休日としない計画は、法に基づく定めを無視したもので、公共団体としての社会的責務を果たしていない。</p>
地域特性	3-4	<p>隣接地に焼却施設が稼働していることの記述がどこにもなく、評価項目、地域特性、調査項目、調査方法、環境保全の配慮事項に載せ、3 章の地域特性「土地利用の状況」、「計画地周辺の中部環境保全組合のゴミ焼却施設が存在する。」を入れる。</p>

都市計画決定権者の見解

全体的に記載内容については丁寧な記述となるようにいたしました。また、調査内容につきましては、埼玉県環境影響評価条例に規定された技術指針に従って行っております。

①②③ 現有施設での搬入台数実績と新施設の計画内容を基に、ごみ処理関連車両等の運行台数(推計値)を見直しました。その台数を基に、予測評価を行いました。

現有施設での搬入台数実績と新施設の計画内容を基に、ごみ処理関連車両等の運行台数(推計値)を見直しました。具体的には、ごみ収集の収集車両台数は現有施設の実績から、ごみ収集の直接搬入車両台数は現有施設の実績と新施設における搬入想定台数から、付帯施設の一般車両については類似他事例を参考に設定いたしました。これらの車両台数を基に予測・評価を行いました。

付帯施設の一般車両については類似他事例を参考に設定いたしました。ごみ処理関連車両と合わせて、予測・評価を行いました。

騒音規制法及び振動規制法の規定のとおり、特定建設作業に係る作業禁止日には当該作業は実施しません。通常の工事作業においても、関係法令を遵守いたします。

騒音規制法及び振動規制法の規定のとおり、特定建設作業に係る作業禁止日には当該作業は実施しません。通常の工事作業においても、関係法令を遵守いたします。

隣接する焼却施設(埼玉中部環境センター)につきましては、3.1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況の中に記載いたしました。予測・評価におきましても、埼玉中部環境センターの影響を考慮した上で行いました。

表 7.1-3 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
地域特性	3-6	<p>第 3 章の地域特性に、現存する中部環境保全組合の焼却施設に関する環境負荷、状況に関する記述が全くなく、大きな欠陥である。</p> <p>環境影響評価技術指針 3-(1)アによる別表 2 によると、社会的状況について、「地域特性の把握のための調査結果の整理は、当該地域の社会的状況及び自然的状況について別表 2 に掲げる調査項目ごとに整理するものとする。」とあり、それに従った場合、以下の部分が抜けている。</p> <p>「都市計画区域」では、地図だけを表示しているが、「隣接地には都市計画決定されたごみ焼却施設が存在し、現在も稼働中であり、平成 35 年まで稼働の予定となっている。」を入れる。</p> <p>その理由として、同技術指針、「地域特性の把握のための調査方法は、入手可能な最新の文献その他の資料(以下「既存資料」という。)の収集による方法とし、必要に応じて現地踏査の実施又は県、市町村、専門家その他の地域特性に関する知見を有する者からの聞き取り調査による方法とする。」とあり、地域の特性の最も大きな要素となっている状況をしっかりと記述すべきである。</p>
	3-8	<p>3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況</p> <p>(1)河川及び湖沼の分布</p> <p>最も安全性が確保されなければならない農業用水、「水路が多数分布する」とのことならば、調査項目は厳しいものでなければならないが、全体通して甘すぎる。</p>
	3-11	<p>交通の状況で、計画地周辺で交通量の多い鴻巣川島線が調査されていない。この道路は吉見町役場に近く、吉見道の駅、フレサ吉見や工場に接道している。</p>
	3-11	<p>交通量調査に関しては、平成 22 年度の埼玉県交通センサスを活用して分析している。交通量は 7 年前と現在では異なり、新線の開通で交通量は増大している。平成 27 年度に交通センサス調査は行われているが、国土交通省の公表がない。したがって、現地踏査として調査計画書 3-11 の 9 地点の交通量調査をおこない、現状を知る必要がある。交通量調査は、工事中、供用開始後ともに大きな課題である。</p> <p>現状調査を求める。</p>
	3-14	<p>「環境保全上配慮が必要な施設」に、「隣接地に、老人福祉センター荒川荘がある。」をいれる。現在もごみ焼却施設による影響を他施設よりも多く受けている上に、新たなごみ焼却施設による環境保全には、特に配慮を要する施設である。</p>
	3-14	<p>○環境保全上配慮が必要な施設</p> <p>計画地周辺 3km の範囲に 30 箇所の環境保全上配慮を要する施設があり、とあるが、福祉施設に計画地に一番近いと思われるサービスの「菜の花苑」が入っていないのはなぜ？ H27 年 5 月 1 日現在とあるが、それ以前に開設されている。</p>



都市計画決定権者の見解

埼玉中部環境センターにつきましては、3.1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況の中に記載いたしました。

調査内容につきましては、県の技術指針に従って設定しております。水質の調査は、周辺の状況や事業計画内容から計画しております。

ご指摘のとおり、鴻巣川島線の交通量を追記いたしました。

最新の道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果を踏まえ、計画地周辺で交通量調査を行うことで現状交通量を適切に調査いたします。

ご指摘のとおりですが、既に表 3.1-10 に記載されている事項ですので、計画書のとおりといたします。

在宅介護支援を行う「デイサービス なの花苑」のほか、「介護支援センター心 吉見」及び「リハビリデイサービスいちご」を加えます。

表 7.1-4 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
地域特性	3-16	<p>○環境保全上配慮が必要な住宅</p> <p>計画地周辺の都市計画法に基づく用途地域ではないのかなと思いますが、用地に面した道路沿いに住宅があり(用地内にも住宅あり)周辺にも住宅が立ち並んでおり、あまりにも近すぎる。又飯島新田住民世帯の 73.2%が建設反対である。</p>
	3-17	<p>計画地周辺は下水道が普及していない市街化調整区域であり、合併浄化施設から河川に放流している場所である。隣接地の中部環境センターの排水は、道路隔てた反対側の衛生研究所とともに、水路を経て市野川に放流していると考えられるが、その実態を記述する。下水道の普及率だけでは、計画地周辺の社会的状況はわからない。</p>
	3-19	<p>(3)ごみ排出量(C)ごみ処理量に、現在の中部環境保全組合におけるごみ処理量を記述する。地域の特性には、近隣市町のゴミを集中して処理している現状があり、環境負荷が周辺より大きいことは、地域の特性の重要な要素である。</p> <p>「下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況」に隣接地の中部環境保全組合の施設が整備されている。」と言う内容が欠落している。処理能力は 240t/日であり、周辺自治体からの現在の搬入量、焼却量は明記すべきである。</p>
	3-20	<p>(d)再生利用状況</p> <p>桶川市は市民の理解が深まり、成果を上げている。大量消費、大量焼却の流れを食い止めるために活動している市民の活動の賜物である。広域ごみ処理計画の全容を市民は知らされておらず、理解は深まっていない。まして、裁判があったことや、現計画に対する反対住民の意見も知らされていない。自分たちの出したゴミのゆくえについて、みんなで考える場、情報をもっと明らかにしたうえで進めるべきである。広域化でゴミ減量の成果が後退することを危惧する。</p>
	3-21	<p>○大気汚染について</p> <p>ダイオキシン類について計画地周辺のダイオキシン類の測定値は全国平均、役場(吉見町)敷地内の平均よりもすべて高い値であり、中部環境の 30 数年の煙突からの有害物質により大気汚染された環境で健康不安をかかえながら生活してきました。これ以上不安を与えないでください。煙突からの有害物質はゼロではありません。</p>
	3-24	<p>○有害物質の排出基準等について</p> <p>有害物質の排出基準及び上乗せ基準で上乗せ基準が適用されても、有害物質の排出基準が定められていて、基準が低ければ低いほど有害だからであり、煙突からの有害物質は排出され続け今までの 30 数年+新施設と排出し続ける状況を考えると、同じ場所にごみ処理場を建設するのは近隣住民には耐えがたいことです。</p>

都市計画決定権者の見解

ご意見として承ります。事業の推進にあたりましては、地域の皆様に丁寧なご説明を行ってまいります。

中部環境センターの排水はすべて施設内で再使用しており、衛生研究所の排水は東第二排水機場を経て市野川へ放流しています。環境影響評価手続きにおいてはこれらの周辺状況を踏まえて予測評価を行います。当該箇所の記載につきましては、県条例に基づき、下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況をまとめているため、記載は計画書のままといたします。

中部環境保全組合 3 市町(鴻巣市、北本市、吉見町)のごみ処理量等の記載は表 3.1-16 のとおりです。また、埼玉中部環境センターにつきましては、3.1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況の中に記載いたしました。

ご意見として承ります。事業の推進にあたりましては、地域の皆様に丁寧なご説明を行ってまいります。

煙突から出る排ガスによる大気質への予測・評価を行ったところ、いずれの周辺地点でも環境基準(環境保全目標値)を大きく下回ることが確認されました。施設稼働後におきましても、引き続き環境調査を行ってまいります。

煙突から出る排ガスによる大気質への予測・評価を行ったところ、いずれの周辺地点でも環境基準(環境保全目標値)を大きく下回ることが確認されました。施設稼働後におきましても、引き続き環境調査を行ってまいります。

表 7.1-5 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
地域特性	3-54	<p>○土壌汚染について</p> <p>30 数年にわたり煙突からの有害物質が排出され続けているにもかかわらず、現在まで土壌汚染について1度の測定のみで汚染状況が全く不明である。周辺は吉見特産のいちごや稲作が盛んな所です。土壌汚染が非常に心配です。これ以上の汚染はされたくありません。</p>
	3-60	<p>○自然関係法令等</p> <p>計画地は自然環境保全地域に指定されていないとのことだが、北本方面(荒井橋)からの西方の景色は絶景です。富士を望み秩父連山や浅間山と大自然の美を見ることができる。そこに高い焼却場の煙突は景観を台無しにしてしまう。非常に残念です。</p>
	3-102	<p>○主な景観資源の状況</p> <p>公園広場に吉見の桜堤公園や東部緑地公園がなぜ入っていないのか。北本の高尾さくら公園や城ヶ谷堤が入っているのにおかしいと思う。</p>
	3-103	<p>○自然とのふれあいの場の状況</p> <p>景観資源の状況にも、ふれあいの場にも、吉見町の東部緑地公園(中部環境の東側、計画地の道路をはさんで南側)が入っていないのはなぜ?公園と名がついているのにどちらにも入っていないのはおかしい。計画地に一番近い公園ではないのですか?</p>
	-	<p>「環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容」では、昭和 61 年に地域と中部環境保全組合とで交わされた和解事項があるという事実が欠落している。</p> <p>現在中部環境センターのゴミ焼却施設の建設を巡って、建設前から地域全体の反対運動があり、当時は自殺者も出ていると聞く。「債務者は、吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設又は増設してはならない。」という内容は、社会的地域特性として事実である。社会的状況に明記する。</p>
	-	<p>「環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容」では、昭和 61 年に地域と中部環境保全組合とで交わされた和解事項があるという事実が欠落している。和解第 1 条で塩化水素濃度は 100ppm、第 2 条で、別表 1 に定める協定項目を明記している。以下、別表である。</p> <p><b>別表 1【不鮮明で読み取り不可】</b></p> <p>これら、重要な地域の規制内容について、明記する。</p> <p>「その他の事項」では、社会的状況に関わる重要な項目が欠落している。」現在中部環境センターのゴミ焼却施設の建設を巡って、建設前から地域全体の反対運動があり、当時は自殺者も出ている。その結果、地域のコミュニティ分断の跡は今も続いている。裁判を経て、住民の涙の末によりやくまとまったのが昭和 61 年 2 月 25 日の裁判所における和解である。地域における社会的状況のきわめて大きな要素であり、経緯とともに以下の内容を明記する。</p>

都市計画決定権者の見解

計画地内及び周辺地点における土壌に関する現地調査結果はいずれも環境基準を下回っており、事業による影響も現況濃度を著しく悪化させるものではないと予測されました。施設稼働後におきましても、引き続き環境調査を行ってまいります。

荒井橋(県道 33 号線)において景観調査を行い、その地点からの景観の変化の程度を予測評価いたしました。

さくら堤公園と東部緑地公園につきましては、人と自然とのふれあいの場として整理し、影響を予測・評価いたしました。

さくら堤公園と東部緑地公園につきましては、人と自然とのふれあいの場として整理し、影響を予測・評価いたしました。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。なお、環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の必要はないと考えます。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。なお、環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の必要はないと考えます。

表 7.1-6 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
地域特性	続き	<p>昭和 61 年 2 月 25 日、浦和地方裁判所熊谷支部で確定した和解条項には、第 10、「債務者は吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設又は増設してはならない。」が存在する。これは社会的地域特性として顕著の事実である。なぜならば、地域住民は、30 年先の廃炉に希望を託して生活してきた者が多いからである。</p> <p>埼玉中部資源循環組合の前身である埼玉中部広域清掃協議会では、候補地の選定を建設検討委員会に託している。その際、候補地選定の評価項目にも、社会的状況は抽出されていない。裁判の和解やその後のコミュニティの崩壊などの記述がなく、非公開で意図的に決定されてきたという経緯がある。</p>
	—	<p>現在、和解条項を守らない支出は違法、として 2 つの住民訴訟を合併した訴訟が行われている。平成 27 年(行ウ)第 38 号事件、平成 28 年(行ウ)第 40 号事件として、地元住民と構成 7 市町の原告 27 人が、現在アセス実施者である中部資源循環組合を被告として訴訟中であることを記述する。自らの都合の悪い事について記述しないアセスの計画書では、客観的検証は不可能である。</p>
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3-22 ページでは、硫黄酸化物 K 値 17.5 が適用される、とあるが、和解の公害協定では、14.5 となっており、それも記述する必要がある。</li> <li>・ばいじんの排出基準も 0.04/m<sup>3</sup>N を適用となっているが、和解では、0.03/m<sup>3</sup>N、窒素酸化物の排出基準が 250ppm となっているが、和解では 150ppm、塩化水素では、上乘せ基準として 200ppm だが、協定値が 200ppm である。</li> <li>・その他、全ての項目について協定値があり、これを無視した社会的状況は、技術指針に反するので、協定値は全て記述する。</li> </ul>
調査項目	4-1	<p>第 4 章・調査項目について、環境影響要因に中部環境センターを入れるべきである。現在稼働中の施設は、240t/日であり、当該事業より規模も大きく、環境負荷も大きい。これに全く触れないアセスの計画書は大きな瑕疵になる。</p>
	4-1	<p>①表 4-1-1 影響を及ぼす時期を(1)現施設の稼働中と工事中、(2)2 施設の同時供用時、(3)供用時及び隣接施設の廃炉解体工事時(4)供用時の 4 つに分ける。現時点では、中部環境センターの稼働停止日程は確定せず、2 施設の同時稼働の可能性が予測されるからである。</p> <p>②環境要因の区分は、工事中は、工事及び隣接ごみ処理施設の稼働とし、環境要因には、工事車両、収集運搬車、直接搬入車など、新施設の工事とともに、現施設の稼働中の要因も明記する。</p> <p>③供用時は、2 施設の存在・同時稼働を想定する。さらに、現施設の解体も想定されることから、供用時には解体工事も環境影響要因に付け加える。</p>
	4-1	<p>中部環境保全組合との 2 重の稼働に一時期重なる。2 重の稼働を想定した大気質、騒音、振動、悪臭、交通量による影響評価が必要ではないか。</p>
	4-1	<p>中部環境保全組合の焼却炉(施設)解体時と中部資源循環組合の稼働時の大気質、騒音、振動、悪臭、交通量及び放射能の影響評価が必要だ。</p>

都市計画決定権者の見解

(続き)

埼玉県環境影響評価条例に基づき、適切に環境影響の調査・予測・評価を行い、地域の皆さまにも丁寧の説明してまいります。なお、環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の必要はないと考えます。

県の技術指針に従い、当該項目では法令による指定及び規制等の状況をまとめております。つきましては、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項にかかる内容についての記載の必要は無いと考えます。

当該項目は、当組合の新ごみ処理施設等整備事業に係る環境影響要因を記載しているため、別事業である埼玉中部環境センターに係る記載はしておりません。ただし、中部環境センターの環境影響は想定されますので、環境影響要因としてではなく、予測評価を行う上での配慮すべき事項として整理いたしました。

本組合の事業と関係しないことから、環境影響要因としてではなく、予測評価を行う上での配慮すべき事項として整理いたしました。

同時稼働の時期が想定されるため、稼働後の予測評価は2施設の同時稼働も考慮して行いました。

なお、既存施設の解体工事につきましては、その時期及び方法は未定であるため、現時点で予測・評価を行うことはできませんが、解体工事の際には、国が定めるダイオキシン類ばく露防止対策をまとめた要綱にのっとり、工事が行われるものと想定されます。

既存施設の影響も考慮するため、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。

既存施設の影響も考慮するため、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。また、既存施設の解体工事につきましては、その時期及び方法は未定であるため、現時点で予測・評価を行うことはできません。なお、放射線に関しては技術指針に従い、周辺地域への拡散・流出による影響はほとんどないと判断しております。

表 7.1-7 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査項目	4-1	<p>現施設の解体工事も環境影響要因に付け加える。調査・予測・評価の項目、大気質には工事に解体伴うアスベスト、PCB 廃棄物など廃棄物処理法に基づく項目を増やす。</p>
	4-2	<p>環境影響評価項目表 4-2-1 の選定項目の環境影響要因、存在・供用の欄に、現在稼働中の隣接地の中部環境センター(既設)を入れる。</p> <p>当該計画は、現施設に隣接してダブルのゴミ焼却施設を作るという極めて異例の計画であり、環境負荷は図り知れないものがある。このような場合には、丁寧な計画書の元に計画の是非や修正も含めた検討が必要である。2 つの施設は、吉見町が構成員としてダブっており、両者は密接不可分であり、地域にとっては重大な環境負荷要因としてとらえるべきである。</p> <p>①中部環境センターの環境影響項目として、存在、供用の部分に中部環境センターのごみ処理施設、ゴミ収集車両の項目を入れ、選定項目は同じにする。</p> <p>②工事の欄を増やし、現施設・中部環境センターの解体工事に伴う建設機械の移動、資材運搬等の車両の走行、解体工事を入れる。</p> <p>③調査・予測・評価の項目に、景観を排除しているが選定項目とすべきである。新井橋からの景観は、富士山や秩父連山の光景が見え、その眼前に位置する同計画施設の景観は沿道景観としても見過ごせない。</p>
	4-2	<p>隣接地に焼却施設が稼働していることが、全く無視されており、評価項目、地域特性、調査項目、調査方法、環境保全の配慮事項のすべてにおいて、大きな欠陥が存在する。</p> <p>①今回のアセス対象事業は、埼玉中部環境保全組合の焼却施設のある中部環境センターに隣接した場所に計画されており、当然、2 施設の工事、稼働が重なり、環境負荷が大きいことが特徴である。</p> <p>②従って、適切な環境アセスメントが行われれば、周辺地域への過大な環境負荷は明確になると思われる。その上での建設の是非を問うのが本来の環境アセスメントと理解しているので、客観的な調査計画書となることを望みたい。</p> <p>③当アセスの対象となる中部資源循環組合の焼却施設の供用開始は平成 34 年度となっており、現在の埼玉中部環境組合の構成市である鴻巣市、北本市などが新たに加入し計画している鴻巣行田北本環境資源組合の新施設は平成 35 年度の予定となっている。建設工事の進行状況如何で同時稼働の可能性も否定できず、想定すべきである。</p>
	4-2	<p>河川への放流水については水質のみとなっていましたが、以前温度が高くプランクトンが死滅してしまったことから、生態系が変わってしまった例がありました。水温も評価項目に加えるよう要望します。</p>
	4-2	<p>盛り土に使用する客土も有害物の有無、入手が適正か検査を要望します。</p>



都市計画決定権者の見解

既存施設の解体工事につきましては、その時期及び方法は未定であるため、現時点で予測・評価を行うことはできませんが、解体工事の際には、国が定めるダイオキシン類ばく露防止対策をまとめた要綱にのっとり、工事が行われるものと想定されます。

埼玉中部環境センター(既存施設)の影響も考慮するため、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。

- ①環境影響要因ではなく、予測・評価にあたっての配慮事項として整理しました。
- ②既存施設の解体工事につきましては、その時期及び方法は未定であるため、現時点で予測・評価を行うことはできません。
- ③事業による景観への影響も予測・評価するため、項目に選定しております。

現在稼働している中部環境センターの影響は、予測評価時の配慮事項として実測値等を反映させることで整理いたしました。

- ①既存施設の影響も考慮するため、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。
- ②環境影響評価制度の目的は、大規模な事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、地域住民の方々などから環境保全上のご意見をいただき、よりよい事業計画へ発展させていくことと捉えております。公害の防止・自然環境の保全を図るという条例の目的に沿った形で事業を進めてまいります。
- ③ご意見のとおり、鴻巣行田北本環境資源組合で想定している事業工程から見ると、中部環境センターと同時稼働する時期が想定されます。

生活排水を河川放流とする事業計画を見直し、隣地の農業集落排水施設へ排水することと変更しました。そのことにより周辺水路に影響は無くなると考えられるため、予測・評価を行わず、現況把握のみ行いました。

関係法令等に従い、適切な客土を使用してまいります。

表 7.1-8 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査項目	4-2	<p>表 4-6 の環境影響評価項目の選定のうち、①底質、②地形及び地質、③緑の量、④景観 ⑤工事中の放射線量については選定すべきである。</p> <p>農村振興区域であること、より、逆に加えるべきである。</p> <p>①底質については、施設内で再利用し、計画地外に排出しないという理由であるが、排出しない保障はない。プラント内の労働する人の健康管理のためにもプラント内の底質の有害物質には何があるか管理が必要である。</p> <p>②地形及び地質については、本区域は吉見町災害マップでは、浸水区域であるため調査予測評価の項目に加えるべきである。</p> <p>③緑の量については、本計画区域は水田地域であり、水田は緑の一部である。したがって農村振興区域として緑を保全するために必要である。</p> <p>④景観について、隣接して中部保全組合の処理施設があるが、水田地帯であり、イチゴ栽培農家があり、里山風景として美しい。景観を損ねないためにも、景観について評価項目としなくてはならない。</p> <p>⑤工事中の放射線量については、工事のための資材によっては放射線量が多くなる危険性も考えられる。</p>
	4-6	<p>放射線量を選定項目とする。2011 年の東日本大震災のゴミの中に、放射性物質が含まれている事はどこの施設でも同じである。過去の焼却で大気に放出した放射性物質が周辺の土壌に堆積していることも考えられることから、調査・予測・評価をすべきである。隣接地に焼却施設が存在したら、当然の事である。</p>
	4-6	<p>本施設の影響評価項目のなかで放射線の影響は小さいものとして削除している。ごみ量の推移より、稼働年の平成 35 年が最も焼却量が多くなる。</p> <p>その後、人口減少により焼却量は減少する。焼却炉を 24 時間維持するに、必要なごみ量確保のために、今後は放射性汚染の多いごみを焼却処理することは十分考えられる。違法でなければ和解事項を無視してもよいという人権侵害の発想が根底にある以上、人の健康を調査するために、削除してはいけない項目の一つである。</p> <p>住民説明会において放射線量の不安を発言されている住民の方がいた。それについては、日本環境センターの技術支援の速水氏がバグフィルターに吸着させるので大気に拡散することはないという説明をしていた。</p> <p>であるならば、なおさら現在の施設周辺のセシウム値について調査の累積が必要である。</p>
	4-6	<p>プラント排水が 100%再利用との根拠が明確でないため、選定しないことに疑問がある。</p> <p>ノンフロン製品は使用しない。と言い切ったうえで、選定しないなら意味が通じる。</p> <p>空間線量が低いから選定しないとは、文脈としても、安全性を示す立場にあるべきことからしてもおかしいことで、市民は納得できない。</p>

都市計画決定権者の見解

- ① 県条例では、河川や湖沼などの「底質」への有害物質の影響を予測・評価の対象としています。本事業におきましては、有害物質が懸念されるプラント排水は計画地外へ排出しない計画となっているため、底質を選定しておりません。なお、計画地内の土壌につきましては、項目として選定しております。
- ② 県条例において、地形及び地質に係る環境影響評価の内容・観点、対象事業等の実施による地形・地質(重要な地形及び地質を含む。)の改変の程度とされております。よって、計画地周辺は平坦地であり土地の改変は少ないこと、計画地内には重要な地形及び地質は存在しないことから、当該項目は選定しておりません。
- ③ 県技術指針手引きによると、「都市的地域にあっては、緑の(緑被率、緑視率等)確保が問題となる場合が多い」とされております。また、当該事業では、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、緑化率を25%以上確保する計画です。よって、このことと計画地内及びその周辺は都市的地域ではないことと併せて、当該項目は選定しておりません。
- ④ 計画地内及びその周辺は、水田地帯であり、均一な景観を呈し、自然的景観資源として抽出すべき要素が存在しないため、景観資源の項目は選定しておりません。
- ⑤ 環境影響評価においては、放射線の空間線量率が高い土地で土地の形状変更等を行うことによる環境への影響を対象としています。よって、計画地周辺での空間線量率の測定結果は低い値で推移していることと、工事中には適切に飛散防止対策等を行うことにより、当該項目は選定しておりません。なお、工事において放射線量が懸念される資材は使用いたしません。

環境影響評価においては、放射線の空間線量率が高い土地で土地の形状変更等を行うことによる環境への影響を対象としています。よって、計画地周辺での空間線量率の測定結果は低い値で推移していることと、工事中には適切に飛散防止対策等を行うことにより、当該項目は選定しておりません。

環境影響評価においては、放射線の空間線量率が高い土地で土地の形状変更等を行うことによる環境への影響を対象としています。よって、計画地周辺での空間線量率の測定結果は低い値で推移していることと、工事中には適切に飛散防止対策等を行うことにより、当該項目は選定しておりません。

現在の施設(埼玉中部環境センター)におきましては、焼却灰及びばいじんの放射性物質の調査を1ヶ月に1回行っており、基準値以下であることを確認するとともに、測定結果を公表しております。新施設においても、同様に安心・安全な施設運営をいたします。

プラント排水は排水の種類ごとに適正処理を行い、処理後はプラント内で再利用し、外部に放流いたしません。

新施設では、使用済みの消火器、冷蔵庫や冷凍庫は受け入れない計画です。さらに、空調機器等においても原則フロン製品を使用し、適正管理を徹底いたします。よって、オゾン層破壊物質の項目は選定しておりません。

放射線の量について、環境影響評価においては、放射線の空間線量率が高い土地で土地の形状変更等を行うことによる環境への影響を対象としています。よって、計画地周辺での空間線量率の測定結果は低い値で推移していることと、工事中には適切に飛散防止対策等を行うことにより、当該項目は選定しておりません。

表 7.1-9 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査方法	5-1	<p>調査の項目について、場所が少なすぎます。計画されている地域周辺の皆さんにとっては、毎日の生活にかかわることですから、きめ細かくする必要があります。</p> <p>現在の施設の周辺の 50メートル以内と、煙突から降りる大気の場合は季節ごとに違いますからその場所を風向きとともに確定した場所(おそらく 100m から数百 m)の東西南北 4 地点を増やすべきだと思います。土壌調査も同じです。</p> <p>でないと、2 つの施設を建てても大丈夫という確証は得られません、まず地域の生活環境や健康を考えて、丁寧な調査をすべきです。</p>
	5-1	<p>調査方法については、現に焼却施設が存在する上の新設である故、現地調査の地点は、きめ細かく調査を行うために増やすべきである。粉じん、降下ばいじんについても計画地だけでなく、現在稼働中の焼却施設の相乗負荷を考慮した隣接地を増やす。</p>
	5-1	<p>○現地調査について</p> <p>季節変化を把握するため、4 季(春季、夏季、秋季、冬季)に各 1 回とする…とあるが、季節はもちろんのこと天候にも非常に左右されることも考慮し各 1 回でなく回数を増やして調査してほしい。特に遠望は左右される。</p>
	5-1	<p>「廃棄物等及び温室効果ガス等については、現況調査を実施しない」とあるが、現在稼働しているゴミ焼却施設について、工事中と現施設の稼働中、新旧二重稼働の可能性、供用開始と解体工事の 3 つのケースを想定した場合、両者とも現況調査が必要である。</p>
	5-5	<p>沿道環境大気質及び騒音・低周波音の道路交通項目については、計画施設と道路環境の相乗負荷を考慮し、東松山桶川線と交差し、中部環境センターへの車利用が出入りする交差道路部分にも 1 か所増やす。</p>
	5-8	<p>施設整備計画が未完であるため、施設工事に係る資材の搬入車両数が不明であり、数値で表されていない。又、工事に係る車両数の見込みが不明。したがって、工事中の騒音・振動・低周波についても影響評価を行うことができない。</p>
	5-10	<p>交通にかかわる環境評価項目には、ごみ収集車両の運搬が集中しない収集運搬計画とすると記載されているが、収集運搬業務は各市町村業務となっている。各市町村の収集運搬業務の実施計画の決定、予算積算が必要になってくる。工事車両・収集運搬車両ともに、実施計画を決定してから、環境影響評価計画を行うことを求める。</p>

都市計画決定権者の見解

大気質の調査地点数につきましては、技術指針では「基本的には1～2点程度」とされているところに対し、本計画では周辺状況を考慮し、計画地内と計画地周辺併せて5地点選定しております。土壌調査地点数についても同様に5地点となっております。

現在の施設(埼玉中部環境センター)による影響についても考慮いたしました。具体的には、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。

現在の施設(埼玉中部環境センター)による影響についても考慮いたしました。具体的には、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。

県の技術指針に従い、対象事業の種類及び規模、気象状況の変化、発生源施設の稼働状況、自動車交通量の変化等の調査地域の状況を考慮し、四季における測定としております。

廃棄物及び温室効果ガス等の影響は、造成等の工事と施設稼働によるものとなるため、県の技術指針において「原則として調査は実施しない」となっております。本計画もこれに従い、現況調査を実施しない計画となっております。

計画書における調査内容は、現状の中部環境センターの稼働による影響も含めたものであり、適切に交通量の調査を行うことができると考えております。

予測・評価におきましては、工事に係る車両等の具体的な車両台数を推定し、それによる影響評価を行いました。

予測・評価においては、各市町村のごみ収集車両台数を現有施設の搬入実績台数を基に推定しました。供用後においては、各市町村と調整し、車両が集中しないような運行計画といたします。

表 7.1-10 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査方法	5-11	<p>①騒音・振動について、計画地はかなりの軟弱地盤であり、通常の評価手法では供用開始時の評価は難しい。その部分についての予測方法とデータは、公開し、客観性を担保すること。</p> <p>②騒音の吸音材、低周波音の消音機を「必要に応じて」とあいまいな記述があるが、アセスメントは極力科学的客観的に行うべきであり、技術指針・評価の方法(キ)調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業等の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。」とあり、どのような場合にどのような対策があるかなど複数案を提示することによって、あいまいな表現でなくなる筈である。</p>
	5-13	<p>環境騒音、低周波音、振動については、荒川荘が 2 つの焼却施設にくの字に囲まれた形になるので、計画敷地 1 か所となっている地点(東部緑地公園)を荒川荘敷地内に変更し、飯島新田地区東松山桶川線に使い場所を 1 か所増やす。住宅地域の低周波音は生活環境に影響を与えるため。</p>
	5-13	<p>悪臭の調査地点が計画地から離れすぎているので、施設周辺と住宅地の位置に変更する。新旧焼却施設の中央部分の荒川荘にも増やす。調査頻度は、四季による風向きを考慮すべきで、年 4 回最低 3 日間 24 時間連続とする。現施設へのゴミの搬入状況によっては、悪臭は変化するので、最低 3 日間は必要である。</p>
	5-13	<p>悪臭の調査地点が計画地から離れすぎているので、300m から 500 メートルの位置に変更する。1 か所増設し、新旧焼却施設の中央部分の荒川荘とする。調査頻度は、四季による風向きを考慮すべきで、年 4 回最低 3 日間 24 時間連続とする。現施設へのゴミの搬入状況によっては、悪臭は変化するので、最低 3 日間は必要である。</p>
	5-34	<p>土壌は、ダイオキシンの堆積を考え、中部環境センターの境界付近の土壌、荒川荘の池、飯島新田地区の水路、江和井地区の水路の堆積土と土壌で、300m 以内の場所に増やす。市野川は最も近い堆積土を調査、予測、評価する。</p>
	5-34	<p>土壌については、ダイオキシンの堆積が水路などで著しいことから、健康づくり事業団から 33 号線を横切って流れている水路で、現施設の南側部分を 1 か所、荒川荘の池、市野川流入地点、33 号線に近い飯島新田地区の水路、江和井地区の水路の堆積土を増やす。また同時にこれらの地点近くの土壌を調査地点とし、年 4 回測定する。1 キロ以上も離れた地点の調査では、焼却施設の影響の把握は雑になり、地域の環境を軽視していることになる。</p>
	5-39	<p>動物相の調査について</p> <p>動物相の生態系調査範囲は計画地境界から 200m で行う事と記されているが、熱処理焼却施設であること、現在とは異なり、自動車が急増することを考えると、地元の人間の生活以上に動植物の生態系に影響がある。市野川の三角地域、飯島新田、芝沼等で周囲 3km の範囲が適当と思われる。</p>

都市計画決定権者の見解

①環境影響評価手続きにおいては、県の定めた技術指針に従い、調査・予測・評価を行いました。騒音振動においても、伝播に影響を及ぼす状況を考慮した上で予測・評価を行っています。特に振動については、振動の伝播に影響を与える要因となる地盤の状況として、地盤卓越振動数を調査し、地盤の状況も考慮した上で、予測・評価を行いました。

②施設の稼働に伴う騒音の影響の回避・低減の観点では、低騒音型の機器選択、部屋の換気に伴う吸排気口からの騒音の漏れに配慮する、敷地周囲には植栽による緩衝帯を配置する等の騒音防止対策を実施することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は低減されることが明らかであると評価いたしました。

調査地点につきましては、「調査地域の状況を代表すると考えられる点を設定すること」との県の技術指針に従って設定しております。よって、周辺の状況を鑑み、計画地南側は荒川荘道路境界付近に、北側は県道に近い住宅地域といたしました。

調査内容につきましては、県の技術指針に従って設定しております。悪臭の影響は、搬入されるごみによるものと煙突からの排出ガスによるものが想定されます。よって、その調査地点は計画地の敷地境界付近1地点と、周辺地域の4地点としているものです。また、調査頻度につきましては、技術指針のとおり1日1回としました。なお、周辺地域の4地点は風向きを考慮したものです。

調査内容につきましては、県の技術指針に従って設定しております。悪臭の影響は、搬入されるごみによるものと排出ガスによるものが想定されます。よって、その調査地点は計画地の敷地境界付近2地点と、周辺地域の4地点としているものです。また、調査頻度につきましては、技術指針のとおり1日1回(夏季・冬季の1日ずつ)としました。なお、周辺地域の4地点は風向きを考慮したものです。

調査内容につきましては、県の技術指針に従って設定しております。中部環境センター及び新施設においても、ごみ処理プラントに係る排水は外部に排出しない施設内容となっているため、水路の底質に係る調査項目は選定しておりません。

調査内容につきましては、県の技術指針に従って設定しております。中部環境センター及び新施設においても、ごみ処理プラントに係る排水は外部に排出しない施設内容となっているため、水路の底質に係る調査項目は選定しておりません。

県の技術指針に従い、調査は計画地周辺200m範囲で現地調査を、周辺2kmの範囲で既存資料による調査を実施するものです。

表 7.1-11 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査項目	5-41	動植物については、他の環境測定地点は1キロ程度離れている場所を選定しているにも関わらず、計画地周辺200mとなっていて、矛盾する。市野川には計画地から500m、荒川土手には1キロの範囲に河川環境が存在し、都市近郊でも比較的良好な自然環境を残していることから、最低1キロ四方を範囲とする。
	5-47	(c)調査地域・地点 必要に応じ、を明確にすべき。
	5-48	生態系調査についても200mでは生態系の実態すら把握できないので、これも1キロとする。小動物の行動範囲でも数キロ、200m四方の行動範囲であるものは、昆虫でも少ない。
	5-48	環境の保全に関する配慮方針で、「③設置するごみ処理施設は、爆発や漏洩、火災対策を考慮した鉄筋コンクリート構造とし、周辺への有害物質の漏洩等を未然に防止する環境事故対策を徹底する。」とあるがコンクリート構造による周辺へのアルカリ土壌の排出は、動植物や生態系への影響を与える。ある対策が他の環境負荷を新たに生じさせる場合は複数案が必要である。土壌や排水の変化について、予測評価を行い、検討した対策の評価も行うこと。
	5-50	○景観への影響の緩和に努める…煙突がある以上どんなに努めても景観への影響は緩和されない。
	5-51	○自然とのふれあいの場 計画地の南側の道路をはさんで吉見町が管理する東部緑地公園がありますが、景観資源にも、ふれあいの場にも掲載されていません。なぜでしょうか。
	5-53	(b)環境の保全に関する配慮方針 (ア)工事の実施による自然とのふれあいの場への影響 東部緑地公園があり、建設地として適切でないことと、土曜日、祝日休日としない計画は、法に基づく定めを無視したもので、公共団体としての社会的責務を果たしていない。
	5-59	5-59 頁(イ)供用後の施設の稼働に伴う廃棄物の影響 安全性に問題があると考えるので反対。
	5-60	環境の保全に関する配慮方針 圧迫感を与えない施設形状及び配置計画に努める。に関し、現在の中部環境の煙突でも計画地の道路に面した人家では非常に圧迫感を感じているのに、もっと人家に近くなる煙突や建物は圧迫感を与えないはずはなく配置計画に努めても圧迫感は、現在よりも増大するのは人家に近すぎる計画地は、選定を誤った結果です。 他に7箇所もの候補地があり人家から離れた場所を選ぶべきです。副町長の発言の「好まれる施設ではない」のです、ごみ処理場は。



都市計画決定権者の見解

県の技術指針に従い、調査は計画地周辺 200m 範囲で現地調査を、周辺 2km の範囲で既存資料による調査を実施するものです。

調査地域の範囲について、計画地周辺 200m を基本し、その調査結果によっては「必要に応じ」調査範囲を広げるという意味です。

県の技術指針に従い、調査は計画地周辺 200m 範囲で現地調査を、周辺 2km の範囲で既存資料による調査を実施するものです。

鉄筋コンクリート構造は、事故時を想定して周辺への有害物質の漏えい等を未然に防止するために必要なことであると考えております。コンクリート自体は一般的に使用されている材質であり、施工後においては「アルカリ土壌の流出」による影響は及ぼさないと考えております。

圧迫感を与えない施設形状、周辺環境と調和する色彩を採用することにより、景観への影響の緩和に努めてまいります。

東部緑地公園につきましては、人と自然とのふれあいの場として整理し、影響を予測・評価いたしました。

騒音規制法及び振動規制法の規定のとおり、特定建設作業に係る作業禁止日には当該作業は実施しません。通常の工事作業においても、関係法令を遵守いたします。

焼却残渣はセメント原料化等の再資源化を図る計画ですが、有害物質等による影響が懸念される場合には安全性を確保した上で行います。

建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定をさせていただいたものです。

表 7.1-12 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査項目	5-5 5-11 5-22 5-34	<p>当アセスの対象となる中部資源循環組合の焼却施設の供用開始は平成 34 年度と聞いている。一方、現施設の加入市である鴻巣市、北本市が新たに計画している施設は平成 35 年度の予定と聞いている。</p> <p>従って、新旧両施設は同時稼働と言う可能性が非常に大きく、環境面での影響は大きいと思う。環境調査、予測、評価をする場合、以下を計画すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中部環境センターが現在稼働している状況での現況調査を現ゴミ焼却施設の敷地周辺の調査、100m 離れた場所を選定する。大気、土壌は必須である。</li> <li>2. 福祉施設荒川荘の敷地を調査地に入れる。特に騒音、低周波音、悪臭は利用者に直接健康上の被害をもたらす可能性があるため必ず実施すること。</li> <li>3. 東部緑地公園を調査地点に入れる。都市公園として当然だと思う。</li> </ol>
	5-6 5-13 5-20 5-22	<p>調査方法について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①大気質の調査地域・地点については、計画地内境界で 4 方向、計画地周辺では 8 方向で 750m 及び 3km で、だいたいの風向きをカバーできる。</li> <li>②ダイオキシンに関しては施設内のバグフィルターの粉じんの測定を行う。</li> <li>③環境騒音に関しては、調査地点を敷地内との境界において 4 ヶ所、計画地周辺 8 方向で 8 ヶ所の測定を行う。低周波音・振動についても同様の措置をとる。</li> <li>④悪臭については、計画地敷地境界 4 ヶ所、計画地周辺 8 方向 8 ヶ所は測定する。</li> <li>⑤工事中の建設機械の稼働時間及び工事の資材運搬についてはは日曜以外の午前 8 時～午後 5 時ではなく、土日・祭日を除いた午前 8 時 30 分から午後 5 時にすべきである。</li> <li>⑥放射能汚染は、本組合では評価の対象にしていないが、空間線量・飛灰・残渣・排ガス、放流水については調査対象項目に加える必要がある。</li> </ol>
	—	<p>放射性物質は、すでに焼却施設から放出されており、一度も地元で説明がされていないと聞く。中部環境センター敷地、周辺 100m、500m、1 キロと調査をし、影響を評価する。計画している施設が稼働した場合の放射性物質の放出についても、現センターの調査データや周辺施設のデータから予測・評価をする。</p>
	—	<p>考慮すべき評価範囲は半径 3km と設定しているにも関わらず、なぜ全項目の調査が 1km 圏内で行われられないのでしょうか？</p> <p>計画書を見る限りでは、子どもやお年寄りが集まる公共施設が複数あるのにも関わらず、配慮されているのは東第二小学校のみに限られているように受け取られました。</p>

#### 都市計画決定権者の見解

1. 予測・評価におきましては埼玉中部環境センターの影響も考慮いたしました。具体的には、現地調査においては既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、さらに予測・評価においても既存施設で行った環境調査結果も考慮して行いました。
2. 騒音・低周波音・悪臭の調査地点につきましては、周辺の状況を考慮し、計画地の敷地境界付近2地点と、周辺地域の4地点としております。敷地境界付近調査地点に、荒川荘の敷地内での調査が含まれております。
3. 大気質・騒音・低周波音・悪臭・土壌の調査地点につきましては、県の技術指針に従い、地域を代表する点等を考慮して、設定しております。

- ①大気質の調査地点につきましては、県の技術指針に従い、それぞれの調査項目ごとに、地域を代表する点等を考慮して設定しました。その際に卓越風向と周辺住宅の状況を考慮した結果、4地点としたものです。なお、粉じん及び降下ばいじんについては、その性質を考慮し、計画地内の1地点としております。
- ②新施設におきましては、バグフィルター等で補修されるばいじんの処理基準として、ダイオキシン類の含有基準:3ng-TEQ/g以下を遵守いたします。
- ③環境騒音・低周波音・振動の調査地点につきましては、県の技術指針に従い、地域を代表する点等を考慮して設定しました。その際に影響が大きいと考えられる地点、福祉施設及び周辺住宅の状況を考慮し、それぞれ敷地境界1点ずつとしたものです。また、周辺の4地点は卓越風向を考慮したものです。
- ④悪臭の調査地点につきましても、県の技術指針に従い、地域を代表する点等を考慮して設定しました。その際に影響が大きいと考えられる地点、福祉施設及び周辺住宅の状況を考慮し、それぞれ敷地境界1点ずつとしたものです。また、周辺の4地点は卓越風向を考慮したものです。
- ⑤計画書のとおりとさせていただきますが、工事の際には周辺環境に配慮して進めさせていただきます。
- ⑥環境影響評価においては、放射線の空間線量率が高い土地で土地の形状変更等を行うことによる環境への影響を対象としています。よって、計画地周辺での空間線量率の測定結果は低い値で推移していることと、工事中には適切に飛散防止対策等を取ることで、当該項目は選定しておりません。

新施設における環境影響評価においては、放射線の空間線量率が高い土地で土地の形状変更等を行うことによる環境への影響を対象としています。よって、計画地周辺での空間線量率の測定結果は低い値で推移していることと、工事中には適切に飛散防止対策等を取ることで、当該項目は選定しておりません。

既存施設である中部環境センターにおいては、平成24年1月23日に焼却灰の放射性物質・排ガスの放射性物質・敷地境界における放射線量の調査を実施し、その結果は公表されていると認識しております。また、現在に至るまで、焼却灰及びばいじんの放射性物質濃度測定を定期的の実施・公表されております。

考慮すべき範囲は、県の条例の規定に基づくものです。環境影響評価の本体である、熱回収施設の排ガス等の諸元により、また気象条件等により、本施設による影響範囲を推測することになります。

表 7.1-13 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査項目	続き	<p>また、生物調査については更に範囲が狭く設定されています。荒川を横に見る建設予定地周辺では、今でも豊かな自然が残っています。具体的には、評価範囲圏内にある北本自然観察公園では、野生のオオタカやキツネが生息しています。</p> <p>キツネは1家族暮らしていくためには、60ヘクタールもの自然が必要であるとも言われていることから、この調査範囲はあまりにも狭すぎるのではないのでしょうか。</p>
環境保全についての配慮事項	6-10	<p>6.3(2)対象事業の実施区域の変更が困難な理由</p> <p>現施設建設の際に自殺者も出て、地域のコミュニティを分断させた、かつての裁判における住民との和解条項があることは大きな問題である。</p> <p>住民との約束を反故にすること、平気で司法の決定を踏みにじる、誠に血も涙もない記述である。「配慮」どころか「人間の心」が欠落している。そのことを示すもので、こんな記述は削除を求める。</p>
	6-10	<p>6-3 について</p> <p>対象事業の立地回避は可能である。決定したからといって、従前の裁判の和解を反故にするほどの立地条件ではなく、吉見町外でもよい。吉見町内においてはとりあえず、大串地区以外に7ヵ所あったが、点数配置では、次点は42点であり、建設検討委員会のコメントとしては、必ずしも大串地区である必要はないと記載されている。環境影響評価計画を行う事業者が、隣接地に30～38年経過した焼却施設がありながら、焼却処理を行いながらなおかつ、廃炉に至る経過を記さずして、立地回避は困難であるなどと記すべきことではない。地方公共団体は、住民との裁判上の和解を反故にしていると、住民との信頼関係を作ることにはできない。地権者は土地を売買することによって金銭の授受があるため最後には納得する場合もある。</p> <p>関係構成市町村のうち、すべての市町村が現施設の老朽化、その老朽化施設を同じ場所には建設しないという約束のもとに動いている。</p> <p>なぜ、吉見町地元住民だけ差別されることがあるか、進行しているので瑕疵を立地回避できないなどと記すのは、長として行政マンとして公正さが欠ける。</p>
	6-10	<p>対象事業の立地回避が困難な理由について、計画地において対象事業を実施することが必要な理由に矛盾があり、この点をしっかり記述してほしい。</p> <p>①「6-10 計画地の選定にあたっては、「計画標準(案)建設省昭和35年」、「第6版都市計画運用指針国土交通省平成22年」及び「都市施設マニュアル第4版埼玉県平成10年」と、吉見町内の特性を考慮し、建設候補地の基本的な8視点及び必要となる敷地面積を考慮して8箇所抽出した。」とあるが、計画標準に反している。</p>

都市計画決定権者の見解

(続き)

建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定をさせていただいたものです。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。なお、環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の変更は必要ないと考えます。

建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定をさせていただいたものです。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。なお、環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の変更は必要ないと考えます。

①②建設候補地の条件設定にあたっては、ご指摘の「計画標準」を含め、国や県のごみ焼却場の立地に関する基準と吉見町の特性を考慮して抽出いたしました。したがって、その条件は各基準を引用しているものではありません。

なお、環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の変更は必要ないと考えます。

表 7.1-14 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
環境保全についての配慮事項	続き	<p>②計画標準(案)建設省昭和 35 年では、(6)ごみ焼却場として</p> <p>ア. ごみの搬入及び焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。</p> <p>イ. 恒風の方向に対して市街地の風土をさけること。</p> <p>ウ. 人の近接しない場所を選ぶこと。</p> <p>エ. 主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。</p> <p>オ. 市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。</p> <p>カ. 附近 300 メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。</p> <p>とあるが、カに反している。計画地南側に接続して、都市公園である東部緑地公園があり、300m どころではなく、道路幅のみの距離である。それにも反して計画地を決定した理由を記載する。</p> <p>③「8カ所について候補地評価基準により 10 項目を評価し、最も点数が高い地点として今回の計画地を選定したことから、本計画地が対象事業を実施する上で最も適した候補地である。」とあるが、裁判の和解で再建築はしない、との協定があるにも関わらず、同地区を候補地に抽出したことが誤りであり、その理由を記載する。</p> <p>④平成 26 年に、関係市町村長連絡会議の場で、この選定委員会が開かれる前に、「現在地周辺」と吉見町長が答えている議事録が存在する。このことから最初から意図的な候補地選定をしたと考えられ、必要な理由となっていないので明確にすべきである。</p> <p>⑤「施設周辺には、施設の供給するエネルギーを活用した余熱利用施設(健康増進施設)、スポーツ広場等を整備し、地域環境への配慮はもちろんのこと、地域産業を振興し地域コミュニティの拠点となるべく、構成9市町村の意向及び地元の意見要望等を十分に踏まえた地域貢献型施設を設置する予定であることから、本計画地において対象事業を実施することが必要である。」とあるが、環境アセスメントでは、すでに悪化している地域に、毎日ゴミ収集車が往来するダブルパンチのような施設を作り、更に温泉施設で人を集めるといった環境悪化が想定され、何をもって産業振興、地域貢献型の施設と考えるのかはっきりと見解を出して欲しい。</p> <p>⑥候補地選定のための埼玉中部広域清掃協議会の建設検討委員会の記事録は、黒塗りで隠された部分がある。私は審査請求したが認められなかったが、埼玉県の情報公開で、出席した県の職員の復命書から相当部分の内容を知ることが出来た。それを見ると、吉見町副町長が、一方的発言をした内容もあり、会議の結論を誘導した感があるので、候補地選定の経過を記載すべきである。</p>

都市計画決定権者の見解

(続き)

表 7.1-15 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
環境保全についての配慮事項	続き	<p>⑦(2)対象事業の実施区域の変更が困難な理由として、構成9市町村の保有するごみ処理施設の老朽化、対象候補地8箇所から最も適した候補地として選定され、また、計画地(建設予定地)の決定を受け地元説明会や地権者説明会等を実施し、一定の理解を得られていることから、本事業実施区域の変更は困難である。としているが、本末転倒である。地元では、建設推進の要望書の中身を巡って、署名した住民が撤回をしている実態がある。このような意図的な戦略をもって、裁判の和解協定を破る暴挙は不正であり、このような記述はアセス計画書にはなじまない。</p> <p>⑧仮に「変更が困難」という理由で(今回は、意図的に誘導されたもので、実態としては認めるわけにはいかないが)、アセスの計画書がこのまま進み、作られるならば、そもそも環境アセスメント制度は必要ないはずである。環境の面から公平公正に計画書を作り、かつ、これまで受忍してきた環境についても計画に加えるべきである。</p>
	6-11	動植物、生態系の破壊などに対する代償措置の記述が必要である。
その他	—	ハザードマップによれば、水害、浸水地域になっているが、施設建設に支障はないのか。また、そのために基礎等に費用がかかるのではないのか。
	—	<p>住民の意見を無視したもので計画に反対。</p> <p>本計画(環境影響評価調査計画)は、事業の目的に記載された『「新ごみ処理施設整備基本計画」をもととした具体的な設計により…』その設置に必要なものであるとのことだが、本計画の説明会と同時進行でパブコメを取っており、その意見を反映した上で策定されるはず。即ち、前提となる施設整備計画はまだ確定していない。したがって、整備基本計画の見直し、変更があることを全く無視した前提でパブコメを取ること自体、住民の意見を取り入れる姿勢がないことを示しており、パブコメ手続き上も間違いである。</p>
	—	<p>環境アセスメントについて、説明会のお知らせが公報に載っていない、出席できませんでした。このような大事なことについては市民の誰もがわかりやすいお知らせを出すべきだと思います。</p> <p>市民が分からない間に大きな計画が進み、私たちの税金を使うことは許せません。</p>
	—	<p>現在このごみ処理施設計画について裁判が提起されています。お金の使い方や進め方がおかしいからです。</p> <p>また、裁判での和解協定があり、今回計画している地区にごみ焼却施設は認められないとなっています。そんな大きな約束を反故にするには、地区全体がその協定を破棄することに同意をしない限り、ありえません。日本は法治国家なのに、私達住民が加害者になるような計画をなぜ決めたのか、明らかにすべきです。従って、和解を破ることについて、納得いく進め方があったのか否かを計画段階のアセスメントに、説明すべきです。これまでの経過なども含めて。</p>



都市計画決定権者の見解

(続き)

破壊の代償ではなく、回避または低減措置の検討として6-11頁に記載しています。

施設建設にあたっては、地盤などの計画地の状況や費用面を考慮し進めてまいります。浸水対策につきましても、ランプウェイの設置等を予定しています。

環境影響評価手続きにつきましては、県の条例に基づき、適切に進めております。当組合事業に対する住民の皆様のご意見も配意して、事業を進めてまいります。

本説明会のお知らせは、広報及びホームページに掲載させていただきました。引き続き、事業に係る情報につきましては、できるだけわかりやすい形でお知らせしてまいります。

当組合の裁判につきましては、状況を注視してまいりたいと考えています。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。

表 7.1-16 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	－	よくあるのは、土地を売りたい人や利益を求める地元の一部の方と結託し、反対に有無を言わせない進め方です。それには地元で不利な情報を出さずに進めることです。今回のアセスメントの意見で、地元の人の意見が少なかった場合には、組合や吉見町が、本当の情報を出していなかったと言えます。その場合には、再度丁寧な説明会を開いて、意見の募集を追加してほしいと思います。
	－	計画書に対する意見ですが、現在の環境センターの存在は大きいと思います。中部環境センターがゴミを燃やしていることについて、センターが近くにない地域と明らかに違います。その地域にもう一つ、新しいゴミ施設を作るのは、おそらく全国的に例がないのではないのでしょうか。その意味で私たちが加害者になり、全国的に恥ずかしいことだと思います。従って、きちんと調査し、今後の環境がどのようになるのかは、科学的にしっかりと検討すべきです。
	－	現在、和解条項を守らない支出は違法、として2つの住民訴訟を合併した訴訟が行われている。地元住民と構成7市町の原告が、現在中部資源循環組合を被告として訴訟中であることも記述する。
	－	<p>○第5次吉見町総合振興計画</p> <p>政策を進めるにあたり町民と行政によるまちづくりの視点を次のように定める。</p> <p>人権の尊重と平和の確立とあるが、人権が尊重されているとはいえない。計画地を決めるに際し裁判上の和解で新設・増設しないとの約束を破り、説明会(H25.10.22)でまだ建設地は決まっていませんと説明があったが関係市町村長連絡会議(H24.11.26)で桶川の市長の新施設の建設場所をお聞かせ願いたいとの質問に吉見町長が中部環境の付近とお考えいただきたい、と答えている。又、東二地区住民から要望書が提出されたので東二地区で説明会を開いた。</p> <p>と説明していたが要望書が提出される前にもう中部環境の付近と決まっていた。矛盾している。</p> <p>どうして住民に本当の事を言ってくれないのか。人権無視である。要望書は建設場所が決まっていたので建設する側で提出するよう働きかけたのではないと思われる。飯島新田の73.2%の世帯が建設は要望していません、建設反対です。このように、説明会に住民に本当の事を言わず、反対の方が圧倒的に多いのに建設を進めているし、住民の人権は全く尊重されていない。</p> <p>地元説明会(H26.2.19)では参加された多数の住民の前で吉見町長があいさつの中で個人名をあげて話をされ、人権侵害もはなはだしく人権尊重とは言えない。人格も疑いたくなる。</p>
	－	<p>○対象事業の立地回避が困難な理由</p> <p>計画地の選定にあたっては…8箇所抽出とあるが、抽出したのはH26年1月で、H24年11月には計画地を中部環境の付近と質問に答えているので、計画地が先に決まっています、後から7箇所が抽出されている。このような選定方法は適正とは言えない。</p> <p>本計画地が対象事業を実施する上で最も適した候補地である。とあるが、「建設候補地選定の基本的な視点」からみると、</p>

都市計画決定権者の見解

環境影響評価手続きにつきましては、県の条例に基づき、適切に進めております。計画書へのご意見と組合の見解につきましては、準備書の中で記載させていただいております。

予測・評価におきましては既存施設(埼玉中部環境センター)の影響も考慮いたしました。具体的には、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行うことにより、既存施設の影響も加えて環境影響評価を行ったものです。

当組合の裁判につきましては、状況を注視してまいりたいと考えています。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。

なお、環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の変更は必要ないと考えます。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。

建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定をさせていただいたものです。

建設予定地の選定経過につきましては、地元の住民の方に対して事業説明会を行っており、事業に対するご理解をいただいているところであり、情報はホームページで公開させていただいております。

建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定をさせていただいたものです

表 7.1-17 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	続き	<p>・用地の周辺に相当規模の集落や住宅団地等がないこと…8 箇所のうち一番近くに集落がある場所(用地の中にも住宅がある)他の7箇所には用地の中に住宅はない。</p> <p>・予想される問題点が少ないこと、とあるが、和解で新設・増設しない場所である。現在(2017.1.)すでに裁判継続中であり、今後も訴訟を起こします。問題点は多いです。</p> <p>・搬送距離を配慮すること、とあるが、桶川市以外は比企で予定地の西部方面からの搬送となるが、8箇所の候補地では一番東部にあり、地図を見れば一目瞭然配慮されていない場所である。計画地と西の方の候補地では往復 10kmもあり、長期にわたるごみ処理搬送経費の削減を考慮すべきである。搬送距離をまったく配慮してない計画地は誤った選定です。</p>
	ー	<p>○本計画地は前述したとおり対象候補地 8 箇所から最も適した候補地として選定されたこと、とあるが前述した通り 8 箇所が抽出される前に決まっていたり、建設候補地選定の基本的な視点も考慮されていない点が多く選定された経緯も明確でなく適正とは言えない。</p> <p>又一定の理解を得られている、とあるが地元の飯島新田の 73.2%の世帯が反対なので一定の理解の意味がわかりません。</p>
	ー	<p>計画地は前述にもありますが裁判上の和解条項のある場所であり、30 数年間有害物質で汚染され続けてきたので、これ以上汚染されるのは困ります。環境影響評価を実施するまでもなく、他の7箇所に変更すべきです。</p> <p>ここに建設することは飯島新田、江和井、芝沼をはじめとする東第二地区に生活する住民差別につながります。</p>
	ー	<p>市民への説明に不備があったことを認めた説明会はやり直すべき。</p> <p>12月22日に行われた、桶川市説明会では、参加者はたった3人だったが、全員が説明会のあり方に問題があると意見を述べた。事務局長の答えは「瑕疵は認めないが、丁寧さに欠けていた。」とお認めになったのだから、その姿勢を具体的に示すべき。</p>
	ー	<p>新ごみ処理施設整備基本計画(素案)のパブコメとアセスの意見書が同時に公告縦覧に付されており、施設計画が決められる前に、調査計画書の第2章、対象事業の目的及び概要は確定できない。新ごみ処理施設整備基本計画確定後に改めて手続きを開始すべきである。</p> <p>①新ごみ処理施設整備基本計画(素案)のパブコメは、平成28年12月9日(金)から12月26日(月)までとなり、組合ホームページを見る限りでは、いまだ基本計画は確定していない。</p> <p>②一方、当該アセスの調査計画書のパブコメは、平成28年12月9日(金)から平成29年1月24日(火)となっている。</p> <p>③計画の素案は、少なくともパブコメを精査した後に新ごみ処理施設整備基本計画が確定する制度となっている。すなわち、調査計画書にある第2章の、ごみ処理施設、施設配置ごみ処理計画、ごみ処理施設の整備方針、設備計画などは確定していない。従って、アセスの意見書を求めるには、手続上不備である。</p>

都市計画決定権者の見解

(続き)

建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定をさせていただいたものです。

建設予定地の選定経過につきましては、地元の住民の方に対して事業説明会を行っており、事業に対するご理解をいただいているところであり、情報はホームページで公開させていただいております。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。

建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定をさせていただいたものです。

環境影響評価手続きにつきましては、県の条例に基づき、適切に進めております。引き続き、住民の皆さまに対しては、丁寧な説明と細やかな情報発信に努めてまいります。

環境影響評価の制度は、大規模な事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、地域住民の方々などから環境保全上のご意見をいただき、よりよい事業計画へ発展させていくことと捉えております。つきましては、環境影響評価の手続きを進めながら公害の防止・自然環境の保全を図るという条例の目的に沿った形で、よりよい事業計画を策定してまいります。

事業計画内容につきましても、環境アセスメント手続きと同様に丁寧な説明と細やかな情報発信に努めてまいります。

表 7.1-18 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	続き	<p>④当初、平成 26 年に新ごみ処理施設整備構想とごみ処理基本計画のパブリックコメントが行われ、平成 26 年 10 月 22 日に確定している。この時点では川島町は加入していない。</p> <p>⑤今回、川島町の加入により、本来なら、新ごみ処理施設整備構想とごみ処理基本計画の川島町の部分を入れた改定がされたのちに、新ごみ処理施設整備基本計画(素案)の策定に入るべきである。しかし、両者を改訂することなく、いきなり新ごみ処理施設整備基本計画(素案)を策定し他ことで3つの計画に矛盾が生じている。</p> <p>⑥この点については、説明会で指摘したが、無視された。</p>
	ー	<p>環境影響評価調査計画書策定委託の在り方について</p> <p>本環境影響評価計画書の策定は、平成 27 年 10 月 28 日の入札より、落札率 14.43%で、設計金額 13,469,760 円のところで、1,944,000 円で(株)環境技術研究所東京支店が請け負った。指名業者は 5 社であり、破格の入札額であった。契約期間の変更があり委託期間は平成 29 年 2 月 28 日までである。変更の理由は地元協議会の立ち上げが遅れ、施設概要の決定ができないためという理由である。</p> <p>施設整備計画は平成 28 年 12 月 26 日がパブリックコメントの締め切り日であり、現在施設整備計画は完成していない。</p> <p>施設建築に向けてのスケジュール工程に無理があり、そのため本影響評価計画書も無残なものとなっている。経費的にもそれなりの経費でおこなわれておりずさんである。</p>
	ー	<p>業務委託契約の内容の齟齬</p> <p>仕様書においては地域特性の把握として社会的状況、自然的状況に係る調査事項として、調査方法は、入手可能な最新の文献その他の資料の収集による方法と必要に応じて現地踏査の実施又は県・市町村、専門家との多の地域特性に関する知見を有する者からの聞き取り調査を行うのである。</p> <p>埼玉中部資源循環組合は、中部保全組合の焼却施設の老朽化の課題解決をするために県の広域化構想を視野に入れて検討委員会をつくることから始まっている。</p> <p>しかし、現在では、構成 9 市町村のうち吉見町のみは隣接する中部保全組合の構成団体である。北本市・鴻巣市は環境アセスメントの影響地域だが、老朽化の課題を鴻巣市に新施設をつくることで本組合から離脱している。</p> <p>隣接した中部保全組合は平成 34 年度までは焼却施設として存在する。</p> <p>平成 35 年からは北本市・鴻巣市の焼却ごみは、鴻巣行田北本環境保全組合で焼却処理される予定である。そののち埼玉中部保全組合焼却施設の廃炉・取り壊しがある。</p> <p>したがって、地元は 2 焼却施設の影響を受ける。</p> <p>現中部保全組合管理者であり、本埼玉中部資源循環組合管理者で吉見町長である新井保美氏から公式に公表されて、初めて本焼却施設建設・運営に係る環境影響評価計画の策定が可能になる。</p>

都市計画決定権者の見解

(続き)

本組合の事業に関しましては、平成 34 年度末施設稼働へ向けたスケジュールのもと、適切に行っております。

予測・評価において埼玉中部環境センターの影響も考慮するため、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。

埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります。

表 7.1-19 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	続き	<p>この事実を無視して環境影響評価計画を進めるのは、周囲 3km、とりわけ、地元への環境負荷の大きさを度外視し、形式的すぎ、人権侵害である。</p> <p>本地域の歴史的経緯、地元との裁判和解事項の地域であるが、裁判の和解事項で吉見町大串地区には建設できないこと、しかしそれを考慮しない理由、地権者との契約ができれば地元を無視してもよいという理由を、地域特性に関する知見を有する吉見町長新井保美氏から、聞き取り調査は行われておらず、一文すらない。</p>
	ー	<p>施設計画が未完で、しかも隣接して中部保全組合の焼却処理が行われ、その上稼働するところには、廃炉で周囲の環境負荷は大きい。</p> <p>施設建設他、計画のすべての見直しが必要である。</p> <p>本環境影響評価計画事業を請け負った事業者については、落札価格が極端に低い。その後の環境影響評価を随意契約で行うことがないように注意を促す。</p>
	ー	<p>「ごみ処理施設の建設」は地域住民に対して決して印象の良い話ではありません。多少予算がかかろうとも、しっかりとした調査に基づいた、環境に影響の少ない施設を目指すべきだと私は思います。</p> <p>小学校の子どもたちも社会科見学で訪れる施設です。教育的な質を高める為にも必要な事だと思います。</p>



都市計画決定権者の見解

(続き)

予測・評価において埼玉中部環境センターの影響も考慮するため、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。

既存施設の解体工事(廃炉)につきましては、その時期及び方法は未定であるため、現時点で予測・評価を行うことはできませんが、解体工事の際には、国が定めるダイオキシン類ばく露防止対策をまとめた要綱にのっとり、工事が行われるものと想定されます。

当組合における契約は、関係法令等に基づき引き続き適切に行ってまいります。

施設の整備にあたっては、単にコストを下げるのみではなく、効率的・効果的な事業の展開を行うことを考えております。特に施設稼働後は、ごみの処理を行うとともに、安全・安心な生活環境を持続的に確保することが求められ、またそのシンボルと位置付けられる施設であります。

ご意見のとおり、環境に影響の少ない施設整備、稼働後の運営に努めてまいります。

## 7.2 知事意見に対する都市計画決定権者の見解

第6章で示した、知事意見に対する都市計画決定権者の見解は、表7.2-1～表7.2-2に示すとおりである。

表7.2-1 知事意見に対する都市計画決定権者の見解

項目	知事意見
全般事項	<p>計画地に隣接する埼玉中部環境センターが周辺地域に与えている環境影響について調査し、それを踏まえたうえで予測及び評価を行うこと。</p> <p>埼玉中部環境センターと本事業により整備する施設が同時に稼働する時期がある場合は、発生源が隣接して立地することによる複合的な影響について検討すること。</p>
事業計画	<p>雨水については、調整池で流量調整した後、公共用水域に排水する計画としているが、近年頻発する集中豪雨等が懸念されることから、計画地の最大降雨量や計画地周辺の水はけの状況等も考慮して、浸水対策や調整池の規模等について具体的に記載すること。</p>
調査、予測、評価	
大気質、悪臭	<p>風向・風速など気象の状況について、熊谷地方気象台の観測結果が引用されているが、計画地に一層近い環境大気測定局も存在するため、これらの測定局の観測結果についても収集し、解析したうえで大気質及び悪臭の予測・評価を行うこと。</p>
大気質	<p>ア 施設から排出される浮遊粒子状物質・ダイオキシン類・水銀はそれぞれ着地点が異なることが予想されるため、最大着地濃度が出現する地点を推定し、その地点を十分に含む範囲を調査地域とすること。</p> <p>イ 一般環境大気質の調査地点については、風向や住宅の配置状況を考慮して設定されているが、地域を代表する地点、気象条件が安定した地点等についても考慮すること。</p>
騒音、低周波音	<p>騒音・低周波音の伝播には風況が影響するので、風下側に調査地点を設定すること。また、計画地近傍の住宅地付近の調査地点は県道の沿道となっているため、別の住宅地に調査地点を設定する必要があるかを検討すること。</p>
水質	<p>ア 生活排水等を公共用水域に排出するとしているが、水質の健康項目及び底質を調査、予測及び評価の項目として選定していない。選定しないのであれば、その理由を明確にすること。</p> <p>イ 計画地周辺の地下水からひ素が検出されている。本計画では地下水をくみ上げて使用し、生活排水等は公共用水域に排水することになっているので、地下水の使用目的によって考えられる影響の有無について記載すること。</p> <p>ウ 水温の現地調査の結果についてどのように評価するのか具体的な記載がない。どのような影響を回避・低減すべきなのか、整合を図るべき基準はあるのか具体的に記載すること。</p>

都市計画決定権者の見解

ご指摘のとおり、新施設は埼玉中部環境センターと同時稼働する時期が想定される計画です。そのため、現地調査を埼玉中部環境センターが稼働している時期に合わせて実施し、その環境影響を考慮した上で予測及び評価を行いました。

調整池の規模につきましては、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、具体的な算出方法を記載しました。また、浸水対策についても、計画地の状況を考慮して記載しました。

ご指摘を踏まえ、風向・風速などの気象の状況については計画地内で行った一年間の現地調査の観測結果を基に、予測・評価を行いました。

ア 各物質の最大着地濃度を推定し、それらを十分に含む範囲を調査地域として設定しました。

イ ご指摘のとおり、地域を代表する地点及び気象条件が安定した地点等も考慮した上で、一般環境大気質の調査地点を設定しました。

ご指摘のとおり、騒音・低周波音について、風下側に調査地点を追加しました。調査地点については、調査地域の状況を代表すると考えられる地点を設定しました。

ア ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、公共用水域への排出ではなく、農業集落排水処理施設に排水することと事業計画を変更しました。よって、計画地周辺の水路及び河川に影響はないと考えることから、当該項目は選定しないことと整理しました。

イ 事業計画を見直し、地下水の使用をしない計画としました。

ウ ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路の水温に影響は無いと考えております。よって、予測・評価を行わず、現況把握のみ行いました。

表 7.2-2 知事意見に対する都市計画決定権者の見解

項目	知事意見
調査、予測、評価	
水象	施設からの排水量に関する記載がない。降雨などによる排水路の既往最大流量を鑑みて施設からの排水量が過大なものにならないか予測し評価すること。
地盤	地下水のくみ上げ量に関する記載がない。地下水のくみ上げ量を具体的に想定したうえで、地盤沈下の範囲及び程度について予測を行うこと。
動植物、生態系	排水路には水辺に依存する希少な種類の動植物が出現する可能性や、水温の上昇により外来種が出現する可能性もある。排水温度の変化が生態系にどのような影響を与えるのか予測し評価すること。
環境保全措置	
大気質、温室効果ガス	9 市町村から広域的にごみを収集するので、ごみ搬入・搬出車両の運行ルートについては、周辺の交通事情を勘案しつつ最も効率的なものを設定し、温室効果ガスの抑制に努めること。
地盤沈下	地下水のくみ上げについては、水の循環利用、節水等によりくみ上げ量の抑制に努めること。
事後調査	排ガスに含まれるダイオキシン類が施設周辺に降下して土壌中に蓄積されることが懸念されるので、大気質におけるダイオキシン類の拡散予測をもとに施設周辺の土壌中のダイオキシン類の濃度を予測し、それが環境基準を超過する場合には、土壌を事後調査の項目とすること。

都市計画決定権者の見解

ごみの処理に伴って発生する排水は、処理後、工場内で再利用します。また、ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、計画地周辺の水路及び河川に影響はないと考えております。

水路へ排水するのは、計画地敷地内の調整池に引込んで流量調整を行った後の雨水排水のみとなります。その排水量に関しては、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き」に基づき、許容放流量を設定し、過大とならないことを確認しております。

事業計画を見直し、地下水の汲み上げを行わないこととしました。

ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、計画地周辺の水路及び河川に影響はないと考えております。

車両運行ルートについては、可能な限り温室効果ガスの発生を抑制できる計画といたします。

事業計画を見直し、地下水の汲み上げを行わないこととしました。

土壌中のダイオキシン類濃度を予測した結果、環境基準を下回ることを確認いたしました。